

出頭後の一般的な手続き（赤切符の場合）

違反者
通知に従い出頭、交通切符作成

刑事手続き
(罰金等)

住居地を管轄する検察庁（支部及び区検察庁）からの出頭要請
・速度違反について事実確認
・略式（書面審理）手続きの同意など

略式手続
(書面審理)

裁判所からの通知
(罰金等の決定)

書面送付

検察庁から罰金徴取説明
(罰金等の納付命令通知)

※即日納付の場合と後日納付の場合等、検察庁により納付方法が異なりますので、当該検察庁の指示説明に従ってください。

罰金納付

終了

行政手続き
(免許の停止等)

住居地を管轄する公安委員会からの呼出要請
・行政処分（停止、取消し）の説明
・聴聞の機会、初心運転者講習等は、別途手続き、指示等があります

停止処分
の場合

停止処分(日数)の決定

停止処分者講習を受講（任意）した場合 【停止日数を短縮】

30日停止(最大短縮した場合、停止1日)
60日停止(最大短縮した場合、停止30日)
90日停止(最大短縮した場合、停止45日)
など

停止期間の終了

合格

不合格

運転免許証返戻 再取得

自動車学校等に通学の上、運転免許を取得

取消処分
の場合

取消し処分の欠格期間終了
取消し処分者講習を受講し、試験の合格結果による

☆ 今後の詳しい手続きについては、1ヶ月から2ヶ月前後で自宅に届く、各機関（検察庁、公安委員会）からの通知書等に記載の連絡先に、お問い合わせください。